

大 大 保 第 5969 号  
平成 25 年 12 月 20 日

各 病 院 管 理 者 様

大 阪 市 保 健 所 長

医師等の資格確認の徹底について（通知）

平素より大阪市の保健医療施策に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、市内病院において、職員が国家試験合格後の籍登録前に看護師業務を行っていたことが当該病院により発表されたところです。

医療関係各法令により資格が必要な業務を行う場合は、当該法令に基づく籍（名簿）への登録が必要であり、これを怠ったままでの当該業務への従事は、法令に抵触することとなります。

については、この様な不適切な行為を防止する観点から、貴院におかれましても、下記事項に留意し、従事職員の資格について速やかに再点検を行うなど、資格確認の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 免許証を取得していない採用者等については、免許証の交付後、原本（国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書の原本）が確認できるまでの間は、資格が必要な業務に従事させないこと。
- 2 医師等を採用する際には、事前に免許証の原本の提示を必ず求め、資格を有していることを確認すること。

（問合せ先）

大阪市保健所保健医療対策課  
医療指導グループ  
電話：06-6647-0931